

経費支出手続きに関する細則

熊野吹奏楽団

- 第1条 熊野吹奏楽団（以下、本楽団という）の経費は、次のものをいう。
- 1) 物品の購入に関わる品代およびそれに付随する費用
 - 2) 物品の修繕に関わる修繕費用およびそれに付随する費用
 - 3) 楽団の公務出張に関わる費用
 - 4) その他、楽団活動において関わる費用
- 第2条 物品の購入ならびに修繕に関わる費用については、必要とする者が、会計管理者に申告し、運営協議委員長の承諾を得た後に、購入等の行為をした上で、支出負担行為兼命令書を、会計管理者に提出しなければならない。
- 二. 会計管理者は運営協議委員長の承諾を得て、金銭の支出を速やかに行わなければならない。
- 第3条 本楽団の公務出張に関わる費用については、出張計画書および復命書をそれに関わった費用の支出証拠書類を添えて、会計管理者に提出しなければならない。
- 第4条 その他、楽団活動において必要と認められる費用については、運営協議委員長および会計管理者の承諾を以て支出するものとする。
- 第5条 この細則に定めない事項は、楽長および会計管理者の判断により決するものとする。
- 附 則
1. この細則の改廃は、運営協議会の議決を要す。
 2. この細則は平成10年4月1日より施行する。